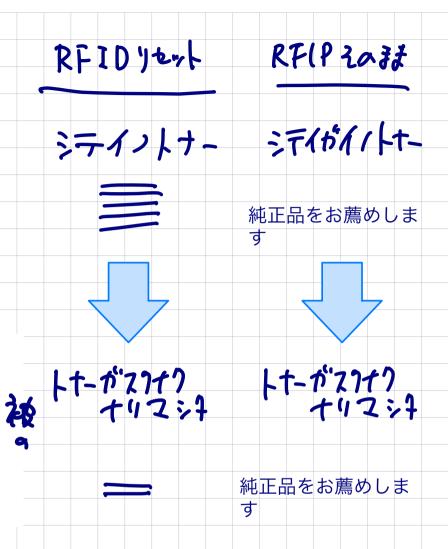
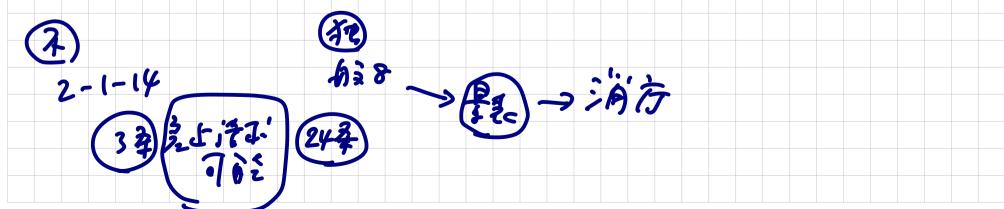
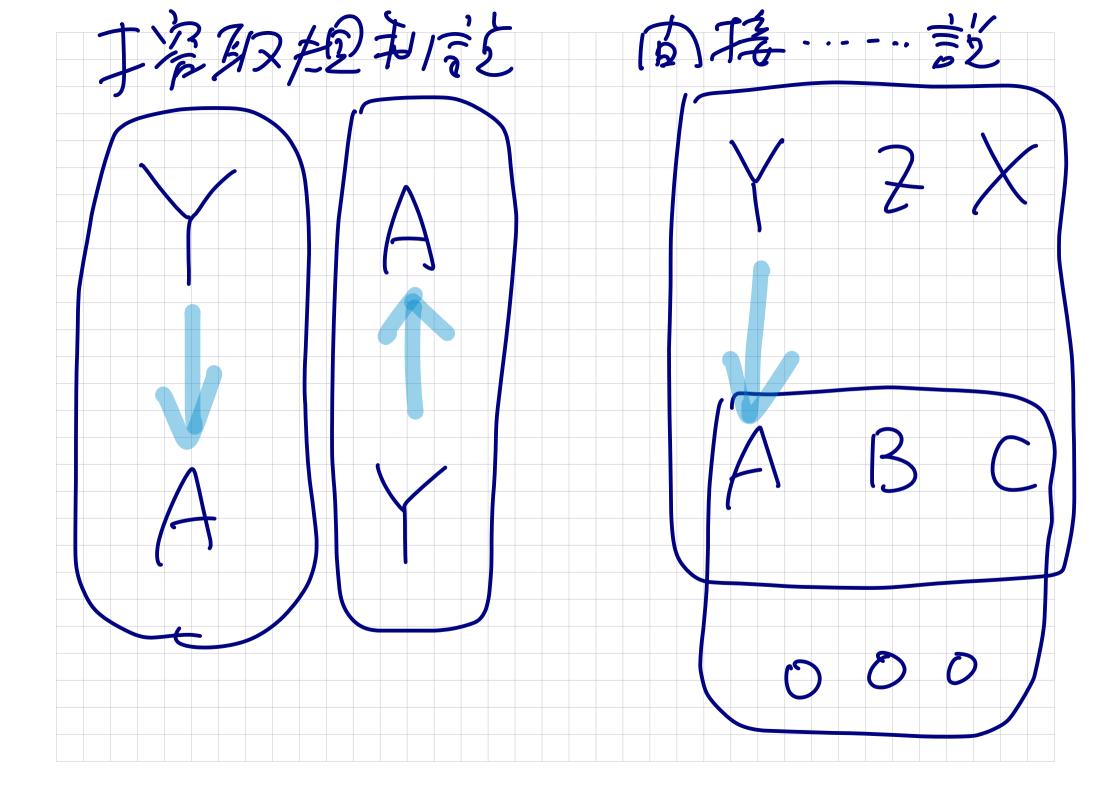
確かに、原告純正品についてなされた設定が、使用済み原告純正品のカートリッジを再利用してリサイクル品とする場合に、商品として競争力を減殺するものであれば独占禁止法上問題とされる余地はあると考えられる。しかし、そもそも、RFIDをリセットしない原告純正品のリサイクル品であっても、トナー残量が不足してきた場合には、プリンターのディスプレイには、「トナーガスクナクナリマシタ」、「トナーヲコウカンシテクダサイ」との表示がされ、業務上支障がないよう配慮されているのであるから、プリントする必要があるステータスページのトナー残量が表示できるようRFIDのリセットをしなければ、原告純正品のリサイクル品の製造販売が阻害されるような前提でいう被告の主張は、その点で採用し難い。

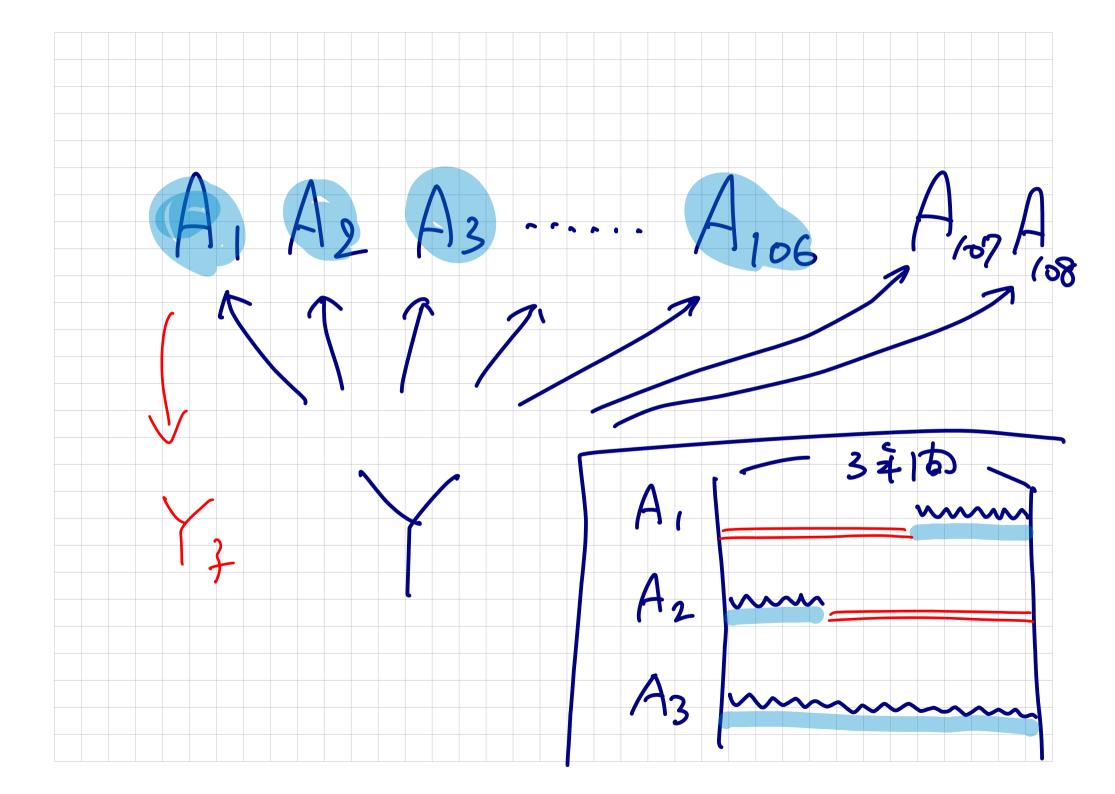
造販売が阻害されるような前提でいう被告の主張は、その点で採用し難い。

また、原告純正品のステータスページにおけるトナー残量表示は、規定量の充填された新品の「シテイノトナー」を前提に、各印刷物のドット量等から使用量を計算するなどして表示しているというのであるから(弁論の全趣旨)、そもそも原告京セラDSにおいて規定量が充填されているか否かを確認できないトナーカートリッジを前提にRFIDをリセットして使用することは想定されておらず、そのリセットを自由にさせるよう求めることになる被告の主張はこの点でも採用できない。









【特定の優越的地位濫用】

五 次のいずれかに該当する行為をすること。 とを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、 自己の取引上の地位が相手方に優越している

じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務 引しようとする相手方を含む。 以外の商品又は役務を購入させること。 継続して取引する相手方(新たに継続して取 口において同

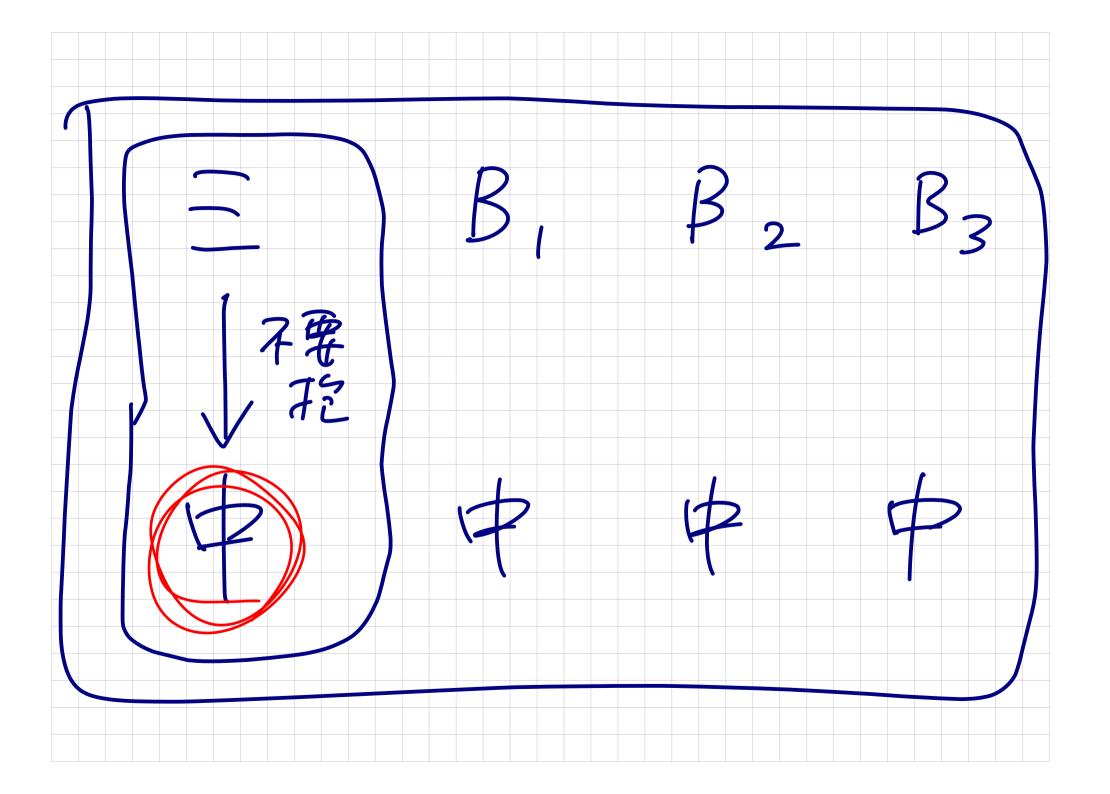
せること。 めに金銭、 継続して取引する相手方に対して、自己のた 役務その他の経済上の利益を提供さ

拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領取引の相手方からの取引に係る商品の受領を 遅らせ、

だしくはその額を減じ、
その他取引の 也 相手方に不利益となるように取引の条件を設定 した後当該商品を当該取引の相手方に引き取ら し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。 取引の相手方に対して取引の対価の支払を

「「カカル

ナカ 父 言 選 壬 へ の 不 当 干 歩)



(2) 従業員等の派遣の要請

ア 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、従業員等 (注11)の派遣を要請する場合であって、どのような場合に、どのような条件で 従業員等を派遣するかについて、当該取引の相手方との間で明確になっておらず、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、び 業員等の派遣を通じて当該取引の相手方が得る直接の利益(注12)等を勘案して 合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を 与えることとなる場合(注13)には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

取引の相手方に対し、従業員等の派遣に代えて、これに相当する人件費を負担させる場合も、これと同様である。

- (注11)「従業員等」には、当該取引の相手方が当該要請に応じるために雇用した アルバイトや派遣労働者等が含まれる。
- (注12) 「直接の利益」とは、例えば、取引の相手方の従業員等を小売店に派遣して消費者に販売させることが、取引の相手方が納入する商品の売上げ増加、取引の相手方による消費者ニーズの動向の直接把握につながる場合など実際に生じる利益をいい、従業員等の派遣をすることにより将来の取引が有利になるといるような間接的な利益を含まない。
- (注13) この場合は、従業員等の派遣の条件について取引の相手方との間で明確に なっていても優越的地位の濫用として問題となる。

(2) 返品

- ア 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、当該取引の相手方から受領した商品を返品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該取引の相手方との間で明確になっておらず、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該取引の相手方から受領した商品を返品する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。
- イ 他方, ①当該取引の相手方から購入した商品に報疵がある場合,注文した商品と異なる商品が納入された場合,納期に間に合わなかったために販売目的が達成できなかった場合等,当該取引の相手方側の責めに帰すべき事由により,当該商品を受領した日から相当の期間内に,当該事由を勘案して相当と認められる数量の範囲内(注21)で返品する場合,②商品の購入に当たって当該取引の相手方との合意により返品の条件を定め,その条件に従って返品する場合(注22),③あらかじめ当該取引の相手方の同意を得て,かつ,商品の返品によって当該取引の相手方に通常生ずべき損失を自己が負担する場合,④当該取引の相手方から商品の返品を受けたい旨の申出があり,かつ,当該取引の相手方が当該商品を処分することが当該取引の相手方の直接の利益(注23)となる場合には,正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず,優越的地位の濫用の問題とはならない。